

## 測定委託先

本文備考欄の※印の項目については巻末に表示される会社へ委託外注しております。

## 検体受領

検体受領場所についてはご指定下さい。  
指定頂きました場所は巻末に表示致します。

## 検査料金のお支払い

検査料金のお支払いは原則として銀行振込でお願いいたします。振込先は請求書にて指定させていただいております。継続お取り引きの場合は1カ月分まとめて請求いたしますので、ご契約に従ってお支払いください。

## 検査所 所在地

本 部 検 査 所	京都市山科区北花山大林町 20-1 電話 (075)593-1441 (代) 〒 607-8482
福 知 山 検 査 所	福知山市東羽合町 43 番地 電話 (0773)23-7311 (代) 〒 620-0933
総合科学分析センター	京都市山科区上花山久保町 16-2 電話 (075)593-3320 (代) 〒 607-8464

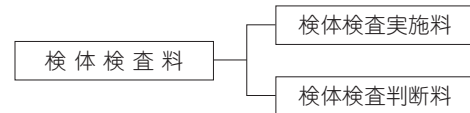
## 検査業務

●本部（福知山支所は病理学的検査を除く）

微生物学的検査	病理学的検査	血清学的検査
寄生虫学的検査	血液学的検査	生化学的検査

## 検体検査料

検体検査料は検体検査実施料と検体検査判断料に区分されております。



判断区分	判断料
1. 尿・糞便等検査判断料	34 点
2. 血液学的検査判断料	125 点
3. 生化学的検査（Ⅰ）判断料	144 点
4. 生化学的検査（Ⅱ）判断料	144 点
5. 免疫学的検査判断料	144 点
6. 微生物学的検査判断料	150 点

注1. 検体検査の判断料は該当する検体検査の種類又は回数にかかわらず、それぞれ月1回に限り算定できるものとする。ただし、区分番号D027に掲げる「基本的検体検査判断料」を算定する患者については、尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査（Ⅰ）判断料、免疫学的検査判断料及び微生物学的検査判断料は別に算定しない。

注2. 注1の規定にかかわらず、区分番号D000に掲げる尿中一般物質定性半定量検査の所定点数を算定した場合にあっては、当該検査については尿・糞便等検査判断料は算定しない。

注3. 検体検査管理に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者（検体検査管理加算（Ⅱ）、検体検査管理加算（Ⅲ）及び検体検査管理加算（Ⅳ）については入院中の患者に限る。）1人につき月1回限り、次に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、いずれかの検体検査管理加算を算定した場合には、同一月において他の検体検査管理加算は、算定しない。

イ 検体検査管理加算（Ⅰ） 40点

ロ 検体検査管理加算（Ⅱ） 100点

ハ 検体検査管理加算（Ⅲ） 300点

ニ 検体検査管理加算（Ⅳ） 500点

注4. 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号D006-4に掲げる遺伝学的検査を実施し、その結果について患者又はその家族に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、患者1人につき月1回に限り、所定点数に500点を加算する。

注5. 区分番号D005の14に掲げる骨髓像を行った場合に、血液疾患に関する専門の知識を有する医師が、その結果を文書により報告した場合は、骨髓像診断加算として、所定点数に240点を加算する。

## ◎基本的検体検査判断料 604点 [区分番号 D027]

注1. 特定機能病院である保険医療機関において、尿・糞便等検査、血液学的検査、生化学的検査（Ⅰ）、免疫学的検査又は微生物学的検査の各項目に掲げる検体検査を入院中の患者に対して行った場合に、当該検体検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定できるものとする。

注2. 区分番号D026に掲げる検体検査判断料の「注3」本文に規定する施設基準に適合しているものとして届出を行った保険医療機関（特定機能病院に限る。）において、検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき月1回に限り、同注に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、同注に掲げる点数のうちいずれかの点数を算定した場合には、同一月において同注に掲げる他の点数は、算定しない。

## 包括点数算定の該当項目

患者から1回に採取した血液を用いて、下記にあげた項目を複数検査した場合は、それぞれの点数にかかわらず、検査の項目数に応じて点数が包括されます。

### ◆生化学的検査 I (血液化学検査)

●総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、 <sup>56</sup> アルブミン、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ(ALP)、コリンエステラーゼ(ChE)、 $\gamma$ -グルタミルトランスフェラーゼ( $\gamma$ -GT)、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、膠質反応、クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)、アミラーゼ、ロイシニアミノペプチダーゼ(LAP)、クレアチンキナーゼ(CK)、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄(Fe)、血中ケトン体・糖・クロール検査(試験紙法・アンブル法・固定化酵素電極によるもの)、不飽和鉄結合能(UIBC)(比色法)、総鉄結合能(TIBC)(比色法)	11点
●リン脂質	15点
●HDL-Cコレステロール、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AS-T)、アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)	17点
●LDL-Cコレステロール、蛋白分画	18点
●銅(Cu)	23点
●リパーゼ	24点
●イオン化カルシウム	26点
●マンガン(Mn)	27点

項目数	実施料
5項目以上7項目以下	93
8項目又は9項目	99
10項目以上	115

### ◆内分泌学的検査

●成長ホルモン(GH)、卵胞刺激ホルモン(FSH)、C-ペプチド(CPR)、黄体形成ホルモン(LH)	117点
●アルドステロン、テストステロン	131点
●遊離サイロキシン(FT <sub>4</sub> )、抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体(抗GAD抗体)、遊離トリヨードサイロニン(FT <sub>3</sub> )、コルチゾール、サイロキシン結合グロブリン(TBG)	134点
●サイログロブリン	137点
●脳性Na利尿ペプチド(BNP)、サイロキシン結合能(TBC)、脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント(NT-proBNP)	140点
●カルシトニン	141点
●ヒト胎盤性ラクターゲン(HPL)、ヒト絨毛性ゴナドトロピン- $\beta$ サブユニット(HCG- $\beta$ )	144点
●ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)定量、ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)半定量	146点
●グルカゴン	150点
●プロゲステロン	159点
●I型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTx)、酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ(TRAC-5b)	160点
●骨型アルカリホスファターゼ(BAP)、	165点
●遊離テストステロン、	166点
●低カルボキシ化オステオカルシン(ucOC)	167点
●インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド(Intact P I NP)	168点
●I型コラーゲン架橋C-テロペプチド- $\beta$ 異性体( $\beta$ -CTX)(尿)	169点
●オステオカルシン(OC)、セクレチン、低単位ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)半定量、I型コラーゲン架橋C-テロペプチド- $\beta$ 異性体( $\beta$ -CTX)、I型プロコラーゲン-N-プロペプチド(P I NP)	170点
●サイクリックAMP(cAMP)	175点
●エストリオール(E <sub>3</sub> )、エストロゲン半定量、エストロゲン定量、副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント(C-PTHrP)、副甲状腺ホルモン(PTH)、カテコールアミン分画	180点
●デヒドロエピアンドロステロン硫酸抱合体(DHEA-S)	181点
●エストラジオール(E <sub>2</sub> )	187点
●副甲状腺ホルモン関連蛋白(PTHrP)	194点
●デオキシピリジノリン(DPD)(尿)	196点
●17-ケートジェニックステロイド(17-KGS)	200点
●副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)、カテコールアミン(尿)	206点
●エリスロポエチン	209点
●17-ケートステロイド分画(17-KS分画)、17 $\alpha$ -ヒドロキシプロゲステロン(17 $\alpha$ -OHP)、抗IA-2抗体、プレグナノジオール	213点
●17-ケートジェニックステロイド分画(17-KGS分画)	220点
●メタネフリン	229点
●ソマトメジンC	230点
●心房性Na利尿ペプチド(ANP)、メタネフリン・ノルメタネフリン分画	233点
●抗利尿ホルモン(ADH)	235点
●プレグナントリオール	243点
●ノルメタネフリン	250点
●インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3)	280点

項目数	実施料
3項目以上5項目以下	410
6項目又は7項目	623
8項目以上	900

### ◆腫瘍マーカー

●癌胎児性抗原(CEA)	108点
● $\alpha$ -フェトプロテイン(AFP)、組織ポリペプチド抗原(TPA)、扁平上皮癌関連抗原(SCC抗原)	110点
●DUPAN-2、NCC-ST-439、CA15-3、前立腺酸ホスファターゼ抗原(PAP)	124点
●エラスターゼ1	129点
●前立腺特異抗原(PSA)、CA19-9	134点
●CA72-4、SPan-1、シアリルTn抗原(STN)、神経特異エノラーゼ(NSE)	146点
●PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	147点
●塩基性フェトプロテイン(BFP)、CA50	150点
●シアリルLex-i抗原(SLX)、CA125	152点
●核マトリックスプロテイン22(NMP22)定量(尿)、核マトリックスプロテイン22(NMP22)定性(尿)	155点
●サイトケラチン8・18(尿)	160点
●遊離型PSA比(PSA F/T比)	162点
●抗p53抗体	163点
●BCA225	165点
●シアリルLex*抗原(CSLEX)、I型プロコラーゲン-C-プロペプチド(P I CP)、I型コラーゲン-C-テロペプチド(I CTP)、SP1	170点

項目数	実施料
2項目	230
3項目	290
4項目以上	420

◆腫瘍マーカー

●サイトケラチン19フラグメント(シフラ)	172点
●ガストリン放出ペプチド前駆体(ProGRP)	175点
●C A 54/61、癌関連ガラクトース転移酵素(G A T)	184点
●遊離型フコース(尿)、C A 602、 $\alpha$ -フェトプロテインレクチン分画(AFP-L3%)	190点
● $\gamma$ -セミノプロテイン( $\gamma$ -Sm)	194点
●C A 130、ヒト絨毛性ゴナドトロピン $\beta$ 分画コアフラグメント(HCG $\beta$ -CF) (尿)	200点
●臍癌胎児性抗原(POA)、可溶性メソリン関連ペプチド	220点
●癌胎児性抗原(CEA)定性(乳頭分泌液)、癌胎児性抗原(CEA)半定量(乳頭分泌液)	314点
●H E R 2蛋白(乳頭分泌液)、H E R 2蛋白	320点
●可溶性インターロイキン-2レセプター (sIL-2R)	451点

◆肝炎ウイルス関連検査

●H B s 抗原、H B s 抗体	88点
●H B e 抗原、H B e 抗体	107点
●H C V 抗体定性・定量、H C V コア蛋白	114点
●H C V コア抗体	144点
●H B c 抗体半定量・定量	145点
●H A - I g M 抗体、H A 抗体、H B c - I g M 抗体	146点
●H C V 構造蛋白及び非構造蛋白抗体定性、H C V 構造蛋白及び非構造蛋白抗体半定量	160点
●H E - I g A 抗体定性	210点
●H C V 血清群別判定	233点
●H B V コア関連抗原(H B c r A g)	281点
●デルタ肝炎ウイルス抗体	330点
●H C V 特異抗体価、H B V ジェノタイプ判定	340点

項目数	実施料
3 項目	290
4 項目	360
5 項目以上	460

◆自己抗体検査

●抗サイログロブリン抗体、抗RNP抗体定性、抗RNP抗体半定量、抗RNP抗体定量	144点
●抗J o -1抗体定性、抗J o -1抗体半定量、抗J o -1抗体定量、抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体	146点
●抗Sm抗体定性、抗Sm抗体半定量、抗Sm抗体定量	159点
●抗SS -B /L a抗体定性、抗SS -B /L a抗体半定量、抗SS -B /L a抗体定量、抗S c l -70抗体定性、抗S c l -70抗体半定量、抗S c l -70抗体定量	162点
●抗SS -A /R o抗体定性、抗SS -A /R o抗体半定量、抗SS -A /R o抗体定量、C 1 q 結合免疫複合体	165点
●抗R N A ポリメラーゼIII抗体	170点
●抗A R S 抗体	190点

項目数	実施料
2 項目	320
3 項目以上	490

◆出血・凝固検査

●フィブリノゲン分解産物(F g D P)	116点
●Dダイマー定性	131点
●プラスミンインヒビター (アンチプラスミン)	134点
●Dダイマー半定量	135点
●vonWillebrand因子(VWF)活性	136点
● $\alpha$ 2-マクログロブリン	138点
●Dダイマー	141点
●P I V K A - II	143点
●凝固因子インヒビター、vonWillebrand因子(VWF)抗原	155点
●プラスミン・プラスミンインヒビター複合体(PIC)	162点
●プロテインS抗原	167点
●プロテインS活性	170点
● $\beta$ -トロンボグロブリン( $\beta$ -T G)	177点
●血小板第4因子(P F 4)	178点
●トロンピン・アンチトロンピン複合体(T A T)	191点
●プロトロンピンフラグメントF 1+2	193点
●トロンボモジュリン	205点
●凝固因子(第II因子、第V因子、第VII因子、第VII因子、第IX因子、第X因子、第XI因子、第XII因子、第XIII因子)	229点
●フィブリンモノマー複合体	233点
●プロテインC抗原、t P A ・P A I -1複合体	247点
●プロテインC活性	255点
●フィブリノペプチド	300点

項目数	実施料
3 項目又は4 項目	530
5 項目以上	722

負荷試験

◆内分泌負荷試験

- 下垂体前葉負荷試験
    - 成長ホルモン(GH) (一連として月1回) …… 1200点
    - ゴナドトロピン(一連として月1回) …… 1600点 (LH及びFSH)
    - 甲状腺刺激ホルモン(TSH) …… 1200点 (一連として月1回)
    - プロラクチン(PRL) (一連として月1回) …… 1200点
    - 副腎皮質刺激ホルモン(ACTH) …… 1200点 (一連として月1回)
  - 下垂体後葉負荷試験(一連として月1回) …… 1200点
  - 甲状腺負荷試験(一連として月1回) …… 1200点
  - 副甲状腺負荷試験(一連として月1回) …… 1200点
  - 副腎皮質負荷試験
    - 鉱質コルチコイド(一連として月1回) …… 1200点
    - 糖質コルチコイド(一連として月1回) …… 1200点
  - 性腺負荷試験(一連として月1回) …… 1200点
- 注1) 1月に3600点を限度として算定する。  
 注2) 負荷試験に伴って行った注射、採血及び検体測定のコストは、採血回数及び測定回数にかかわらず、所定点数に含まれるものとする。

◆糖負荷試験

- 常用負荷試験(血糖、尿糖検査を含む) …… 200点
- 耐糖能精密検査  
(常用負荷試験及び血中インスリン測定又は常用負荷試験及び血中C-ペプチド測定を行った場合)、  
グルカゴン負荷試験 …… 900点

注1) 注射、採血及び検体測定のコストは、採血回数及び測定回数にかかわらず所定点数に含まれるものとする。